

○岡山市止水板設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市民や事業者と本市が協働して浸水対策を進めることにより、浸水被害の防止又は軽減を図り、安全安心なくらし及び安定した事業活動環境の確保に資するため、予算の範囲内において岡山市止水板設置補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において「止水板」とは、住宅、店舗、事務所等（これらに付随する駐車場を含む。以下「建物等」という。）の出入口等に設置し、浸水に耐える材質で、取外し又は移動が可能なもの（市販されている既製品に限る）をいう。

3 この要綱において「関連工事」とは、止水板等の止水効果を高めるために行う工事であって次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 内外壁の止水工事
- (2) 土間コンクリート打設工事
- (3) その他市長が必要と認める工事

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 建物等に止水板を設置する工事及びそれに伴う関連工事を行う事業
- (2) 建物等に設置する止水板であって設置工事を要しないものを購入する事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助事業の対象としない。

- (1) 専ら住宅又は事業所の浸水を防ぐためのものとは認められない事業
- (2) 止水板の修繕（部材の更新を含む。）を行う事業
- (3) 国、岡山県又は本市から同種の補助金等の交付を受けることができる事業
- (4) 過去に補助金の交付の対象となった建物等について行う事業
- (5) 売買等を目的とした建物等に止水板を設置する事業
- (6) 仮設の建物等に止水板を設置する事業
- (7) その他市長が不適當であると認める事業

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、岡山市内に所在する浸水被害のおそれがある建物等の所有者又は使用者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 国・地方公共団体
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認める者
（補助金の交付の制限）

第5条 補助金の交付回数は、同一の敷地について1回までとする。

（補助対象経費）

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定めるものに限る。

(1) 第3条第1項第1号の補助事業 工事に係る経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(2) 第3条第1項第2号の補助事業 購入に係る経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（補助金額）

第7条 補助金額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額で50万円を上限とする。

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付申請は、止水板設置補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、補助事業を行う日の前日までとする。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は次のとおりとする。

- (1) 申請地の位置図
- (2) 止水板設置場所の平面図
- (3) 止水板構造図（仕様書・パンフレット等）
- (4) 止水板設置工事又は購入の見積書
- (5) 止水板設置場所の工事又は購入着手前写真
- (6) 本市税の滞納無証明書（本市が市税に係る徴収金の滞納が無いことを照会することに同意しない場合又は当該調査の結果、滞納無であることが確認できなかった場合に限り必要とする。ただし、本市が滞納無証明書を取得することに同意し、かつ、本市が滞納無証明書を取得することができた場合又は本市に住民登録がなく、かつ、本市税が課税されていない場合を除く。）

- (7) 収益事業を行っていないため法人市民税を課税されていない法人の申請者にあつては、その旨の申述書
- (8) 補助事業者が建物所有者及び土地所有者と異なる場合にあつては止水板設置工事・購入承諾書（様式第2号）
- (9) その他市長が必要と認める書類

（決定の通知）

第9条 規則第8条の決定の通知は、止水板設置補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、止水板設置補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（状況報告、着手届及び完了届の免除）

第10条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

（実績報告）

第11条 規則第16条の実績報告は、止水板設置補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 竣工図（平面図・構造図等）
- (2) 工事又は購入完了写真
- (3) 支払を証明する書類（領収書の写し等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の請求）

第12条 補助金の交付の請求は、止水板設置補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出して行わなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 規則第20条第3項において準用する規則第8条の規定による通知は、止水板設置補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により行うものとする。

（財産処分の制限）

第14条 規則第24条第2号に規定する機械及び重要な器具で市長が定めるものは、止水板とする。

2 規則第24条ただし書に規定する市長が定める期間は、10年間とする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月6日から施行する。